

上場企業のコーポレート・ガバナンス調査

日本取締役協会(2022年8月1日)

- 日本の上場企業のコーポレート・ガバナンス改革の歩みを、特に社外取締役・独立社外取締役の就任数の観点から、定点観測を行っています。
 - 本調査は、東京証券取引所1部上場企業のコーポレート・ガバナンス体制整備への過程を、2004年～2006年は有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降は東京証券取引所コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して、毎年8月1日に集計しています。
 - 社外取締役、独立社外取締役の要件については2ページをご参照下さい。
- ★お問い合わせは、日本取締役協会ホームページ>トップページ下段>お問い合わせよりお願いいたします。

(2022/8/23、6ページ表修正、再掲出しました)

用語解説

社外取締役（会社法第二条十五号）

社外取締役 株式会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役員又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の使用人でないこと。

ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

ホ 当該株式会社の取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

独立社外取締役（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）。

A. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

B. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

C. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

D. 最近において次の(A)から(D)までのいずれかに該当していた者

(A) A、B又はCに掲げる者

(B) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(C) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

(D) 上場会社の兄弟会社の業務執行者

E. 次の(A)から(H)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

(A) Aから前Dまでに掲げる者

(B) 上場会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

(C) 上場会社の子会社の業務執行者

(D) 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

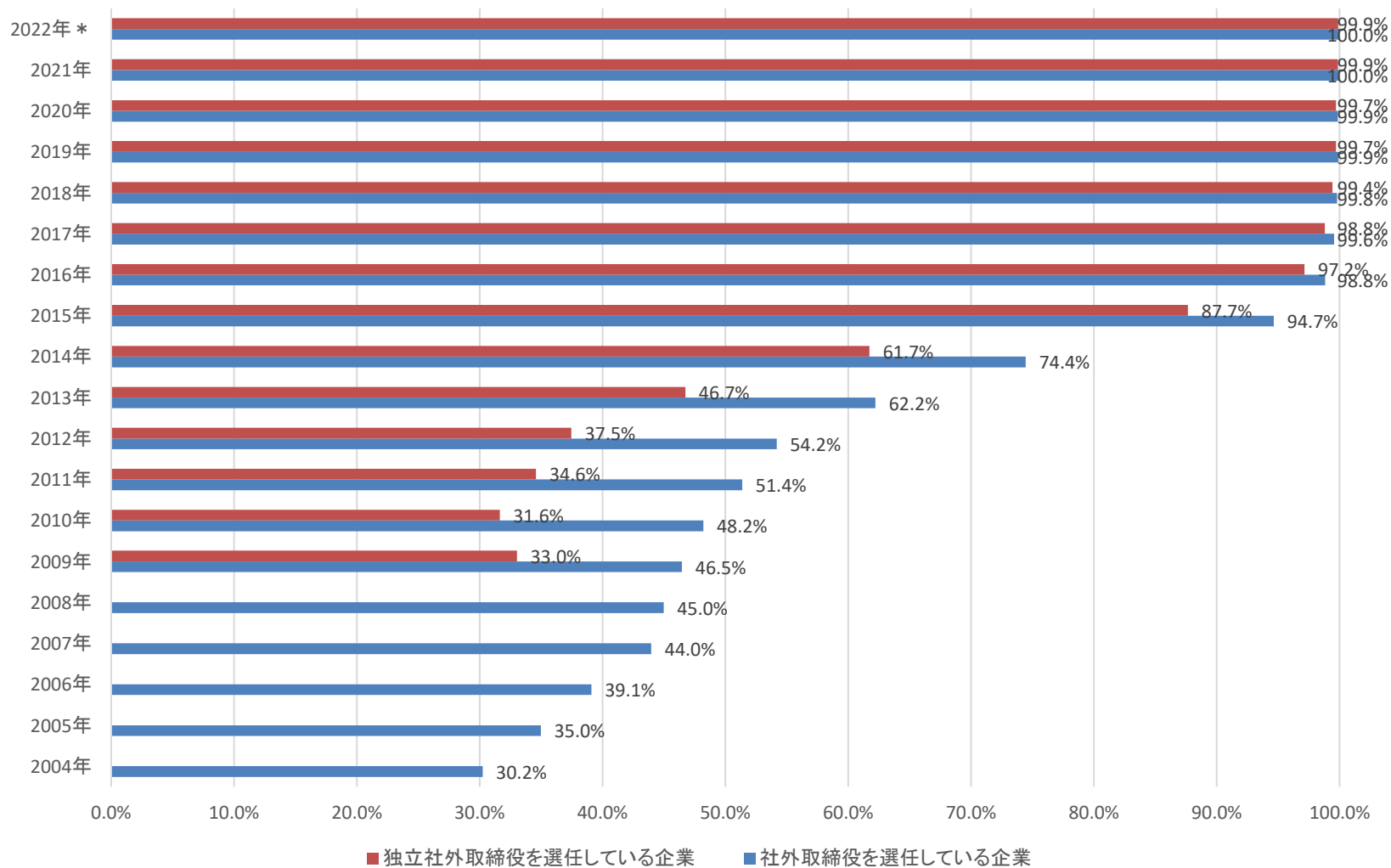
(E) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(F) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

(G) 上場会社の兄弟会社の業務執行者

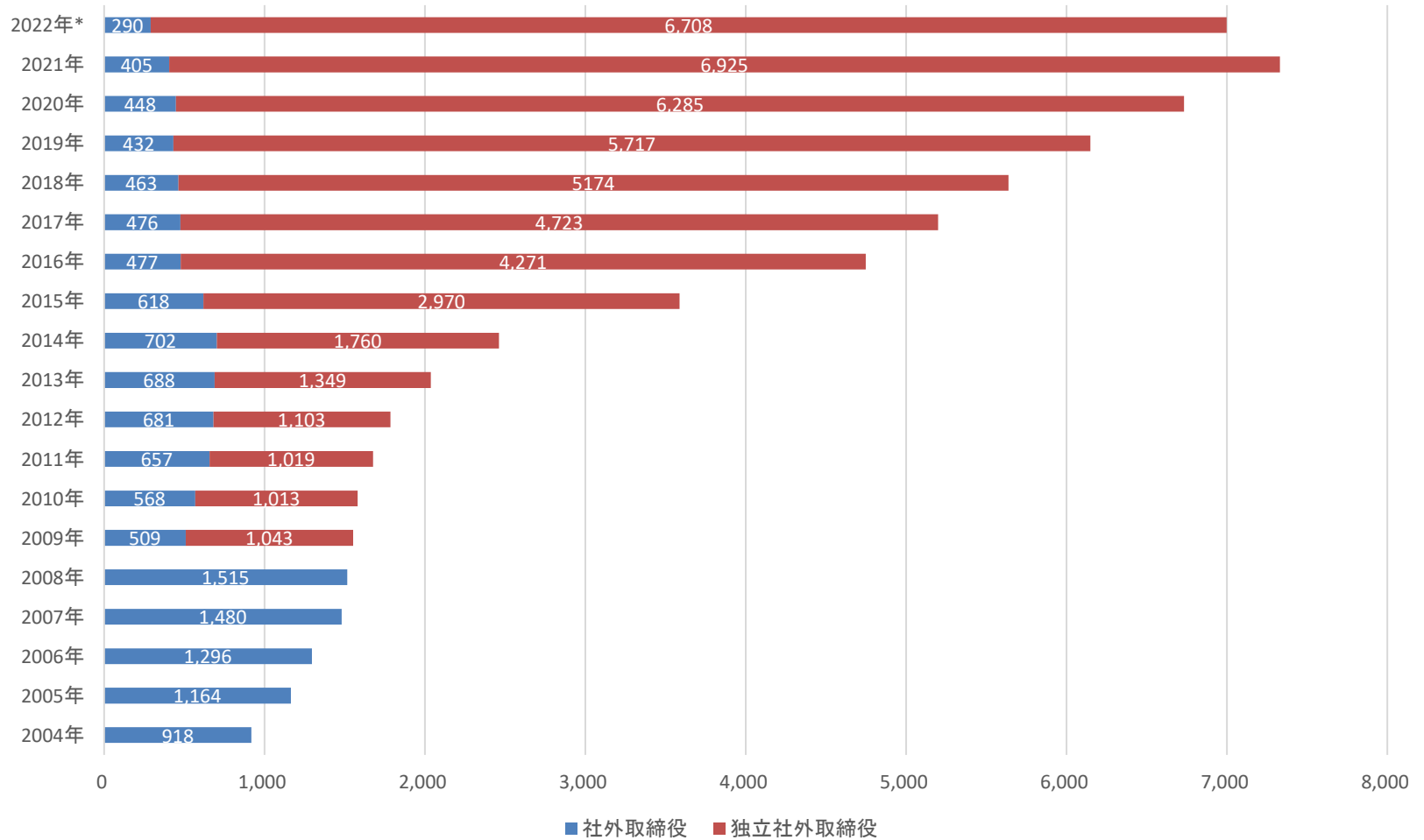
(H) 最近において前(B)～(D)又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

社外取締役/独立社外取締役選任企業の比率(東証1部/東証プライム*)



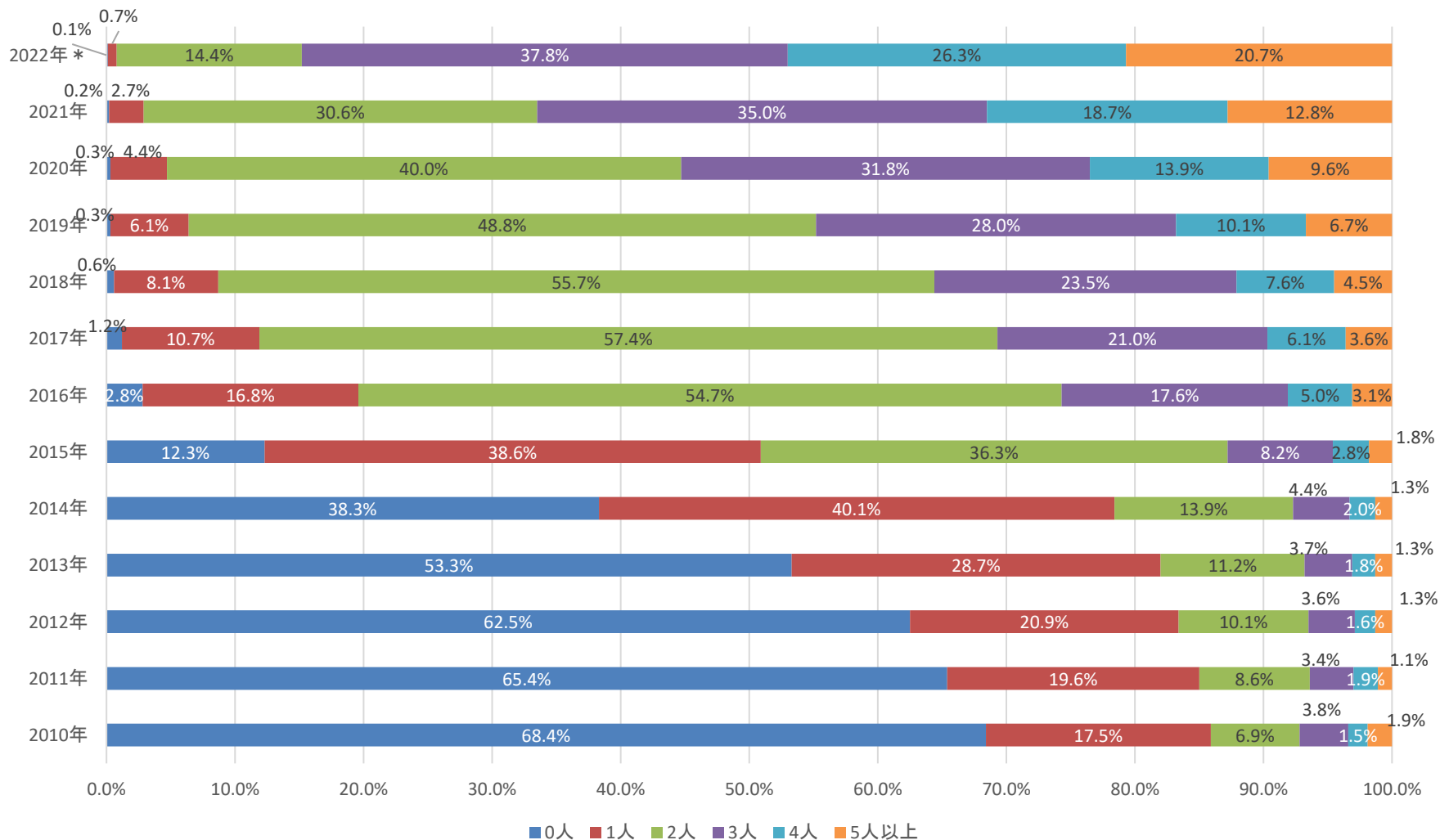
2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

社外取締役／独立社外取締役のべ人数(東証1部／東証プライム*)



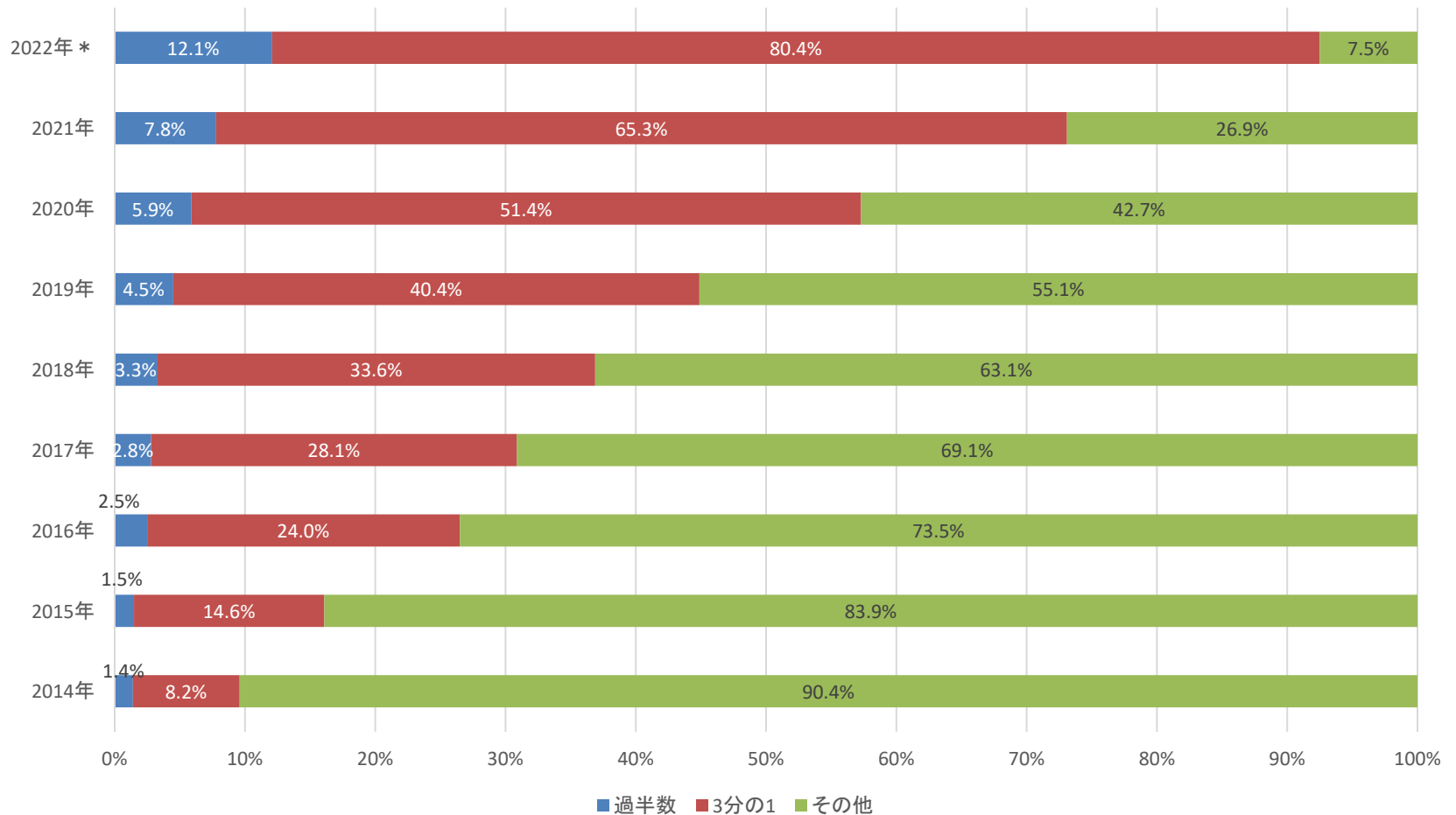
2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

独立社外取締役 選任人数別企業数比率(東証1部 / 東証プライム*)



東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

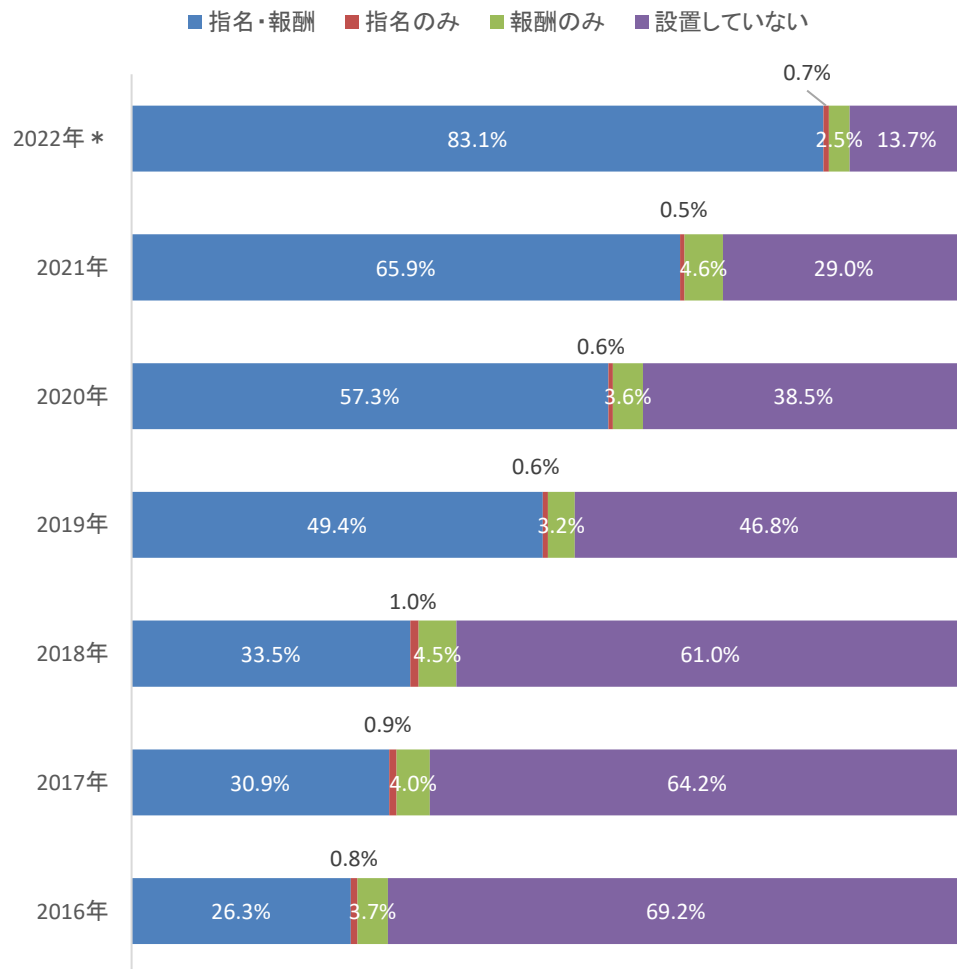
取締役会に占める独立社外取締役の比率(東証1部/東証プライム*)



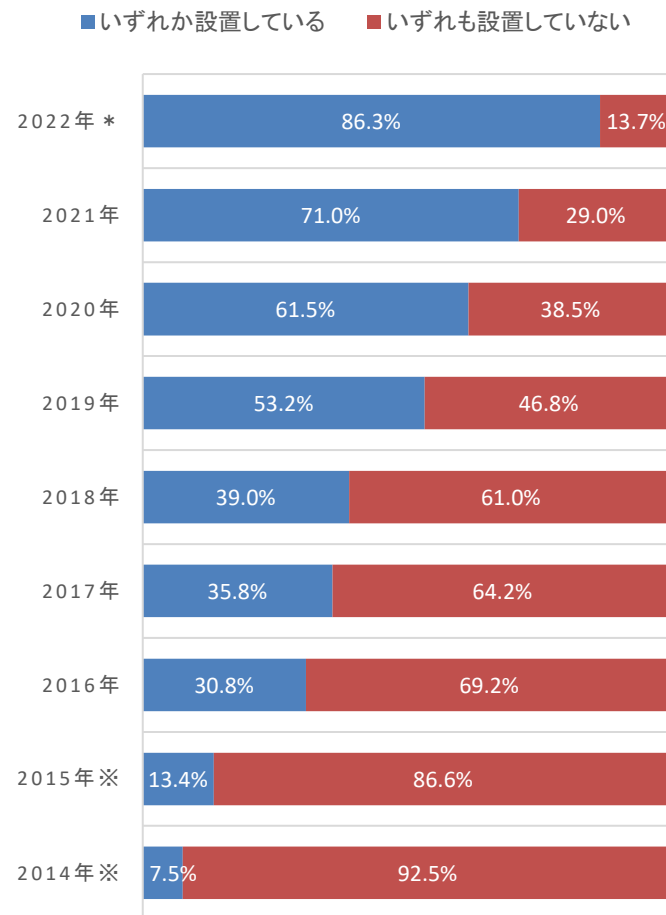
東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

本表、2022/8/23 修正しました。

委員会設置状況(1)(東証1部/東証プライム*)

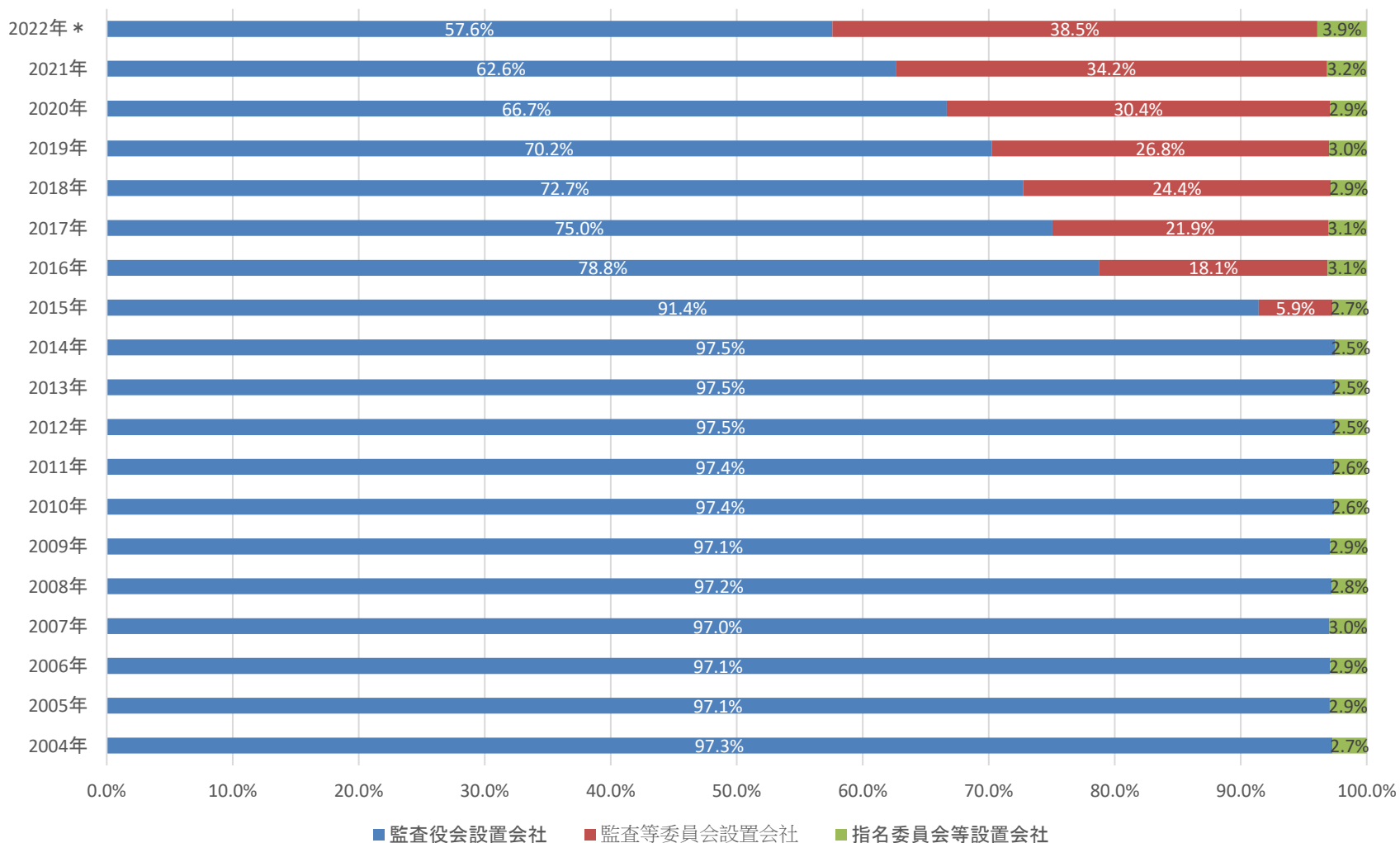


委員会設置状況(2) (東証1部/東証プライム*)



2014,2015年は、東証コーポレートガバナンス白書から算出。2016年以降、東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

組織形態(東証1部/東証プライム*)



2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

参考 近時のコーポレートガバナンス改革 制度等の変遷

2014年

- 2月 日本版スチュワードシップコード公表(金融庁/企業との対話を通じて中長期な成長を促す為の機関投資家に求められる行動原則)
- 6月 政府・成長戦略に「企業の稼ぐ力」の為にコーポレートガバナンス強化が明記される
- 6月 社外役員等に関するガイドライン(経済産業省)
- 8月 伊藤レポート公表(経済産業省)

2015年

- 5月1日 改正会社法 施行
- 6月1日 コーポレートガバナンス・コード適用開始(東京証券取引所)
- 7月 コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会 報告書(経済産業省)

2017年

- 3月 CGS(コーポレートガバナンス・システム)研究会報告書ー実効的なガバナンス体制の構築・運用の手引(CGSレポート)(経済産業省)
- 10月 伊藤レポート2.0 公表(経済産業省)

2018年

- 6月 投資家と企業の対話ガイドライン 公表(金融庁)
- 6月 コーポレートガバナンス改訂(東京証券取引所)
- 9月 CGSガイドライン改訂版 公表(経済産業省)

2019年

- 1月 改正開示府令が公布。4月より一部適用が始まる。(金融庁)
- 6月 グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針の公表(第2期、CGS研究会、経済産業省)

2020年

- 3月 スチュワードシップ・コード 再改定版 公表(金融庁)
- 7月 事業再編実務指針～事業ポートフォリオと組織の変革に向けて(経済産業省)
- 7月 社外取締役の在り方に関する実務指針の策定(経済産業省)

2021年

- 3月 改正会社法 施行(株主総会資料の電子提供制度に関する改正規定を除く)
- 6月 コーポレートガバナンス・コード 再改訂 (東京証券取引所)
- 6月 投資家と企業の対話ガイドライン 改訂 (金融庁)

2022年

- 4月 東京証券取引所 3つの新しい市場区分(プライム、スタンダード、グロース)に再編。
- 7月 CGSガイドライン 再改訂版(別冊 指名委員会・報酬委員会及び後継者計画活用に関する指針を含む)(第3期、CGS研究会、経済産業省)

★ガイドライン・コード類は、日本取締役協会ホームページ>ガバナンス情報>ガバナンス情報まとめにURLを掲載しています。

取締役の人数(東証1部/東証プライム*)

取締役総数(人)

2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年*
16,584	16,474	16,493	16,397	16,026	15,403	14,982	14,791	14,636	15,036	15,689	16,874	18,304	18,797	19,267	19,504	19,410	19,479	16,713

1社あたりの取締役平均人数(人)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年*
全取締役平均	8.9	8.7	8.7	8.6	8.6	8.9	9.3	9.3	9.2	9.1	8.9	8.9	9.1
独立社外取締役平均	1.9	1.8	1.8	1.6	1.6	1.8	2.2	2.4	2.5	2.7	2.9	3.2	3.7